資料５

防災基本計画の構成

自然災害

震災対策	風水害対策	火山災害対策	雪害対策

事故災害

海上災害対策	航空災害対策	鉄道災害対策	道路災害対策
原子力災害対策	危険物等災害対策	大規模火事災害対策	林野火災対策

（災害対策の順序に沿った記述）

災害予防・事前対策 → 災害応急対策 → 災害復旧・復興対策

（具体的な対策を記述：各主体の責務を明確化）

国 ↔ 地方公共団体 ↔ 住民等

防災計画の体系

災害対策基本法

第３４条：防災基本計画の作成及び公表等（中央防災会議）

第３６条：防災基本計画に基づく指定行政機関による防災業務計画の作成等
第３９条：防災基本計画に基づく指定公共機関の防災業務計画の作成等
第４０条：防災基本計画に基づく都道府県地域防災計画の作成等
第４２条：防災基本計画に基づく市町村地域防災計画の作成等

内閣総理大臣

中央防災会議　閣僚等

策定・実施 ←

防災基本計画

各種防災計画の基本

策定・実施 ←

防災業務計画

指定行政機関　中央省庁

策定・実施 ←

防災業務計画

指定公共機関，独立行政法人
日銀，日赤，NHK，NTT 等

知事（市町村長）

都道府県（市町村）防災会議

策定・実施 ←

地域の実情に即した計画

地域防災計画